

事業計画書(詳細)

団体概要

1. 五十嵐小学校区コミュニティ協議会は、五十嵐小学校区内の、本会の目的に賛同する団体を持って組織する。
2. 五十嵐小学校区コミュニティ協議会は、事務所を五十嵐コミュニティハウス内に置く。
3. 五十嵐小学校区コミュニティ協議会は、五十嵐小学校区内の地域住民が地域自治の担い手であることを認識して自らの視線で地域問題の解決及び地域住民相互の連携を図り、福祉の増進及び安全で住み良い地域づくりの活動を推進すると共に、行政に参画してより活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。
4. 目的を達成する為、次の活動を行う。
 - (1) 地域生活を守り増進を図る為、防災、防犯、青少年の健全育成、交通安全、福祉、文化・スポーツ、生活環境、産業振興に関すること。
 - (2) 地域住民の意見の聴取に関すること。
 - (3) 地域現状の調査に関すること。
 - (4) 地域発展の為、積極的に市政に参画すること。
 - (5) 五十嵐コミュニティハウスの維持管理及び運営に関すること。
 - (6) その他、本会の目的達成に必要な事業。
5. 役員構成は、別紙「構成員名簿」のとおりとし、その任期は2年とする。

基本方針

1. 五十嵐小学校区のコミュニティセンターとして地域のコミュニティ活動の発展・振興を図る、但し隣接する真砂地区にコミュニティセンターが設立されるまでは真砂地区のコミュニティ活動に対して出来るだけの助力を行う。
2. 五十嵐コミュニティハウスの利用者が、施設を等しく利用できるように努める。
3. 五十嵐コミュニティハウスを事業計画に沿って適正に管理するとともに、地域との情報の交換、交流促進を図る。

事業計画

○ 施設の管理方法

1. 日常業務

【施設の維持管理に関する業務】

- ・ 五十嵐コミュニティハウスの施設及び設備等の維持管理。
- ・ 開錠，施錠（夜間は機械警備）等の日常運営管理。
- ・ 建物，設備及び物品等の管理保全。
- ・ 室内及び敷地内の整理整頓，清掃，安全点検。

【利用の受付及び利用の許可に関する業務】

- ・ 利用（予約を含む）受付及び利用許可書の発行。
- ・ 来館者の確認，利用人数の記録。
- ・ 利用者よりの利用料金の徴収管理。
- ・ 日々の利用内容の整理等利用日誌の作成。
- ・ 利用者のトラブルに関して，公平な立場での対応。
- ・ 利用者への適正利用の指導。

2. 月間業務

- ・ 1ヶ月ごとの予算執行状況の取りまとめ，結果は西区地域課へ報告を行う。
- ・ 利用の許可及び利用状況の取りまとめ，結果は西区地域課へ報告を行う。
- ・ 定期的に屋内外の安全点検を実施し，施設に不備等がある場合は，西区地域課へ報告を行う。

3. 年間業務

- ・ 委託期間終了後，速やかに収支決算書・事業報告書を作成し，西区地域課へ報告するとともに，委託料の過不足が生じた場合は適正に精算を行う。
- ・ 定期的に職員研修を行い，接遇マナーの向上に努める。
- ・ 施設の管理運営の会議を年4回開催し，より良い管理運営体制の構築を図る。
- ・ 問題が生じた場合は，適宜管理運営の会議を開催し，問題の早期解決に努める。
- ・ 休館日又は開館時間を変更する場合は，あらかじめ市長の承認を受ける。
- ・ その他，施設の管理運営上，市長が必要と認めた業務について行う。

○ 予算の適正な執行

- ・ 収支計画書に基づき計画的に執行する。

○ 管理経費削減の取り組み

- ・ 光熱水費が公費で賄われていることを十分に認識し、必要の無い箇所の電灯は消灯するなど、無駄なエネルギー消費を抑え管理的経費の節減に努める。

○ 事故防止や発生時の対応

- ・ 施設内における事故防止に努めるとともに、万一事故が発生した場合は、所定の連絡網により、速やかに関係者への報告・伝達を行う。また、事故の大小にかかわらず、西区地域課への報告を適切に行う。

○ 要望や苦情に対する対応

- ・ 利用者の要望や苦情に適切に対応するとともに、必要に応じ西区地域課へ報告する。

○ 自主事業計画

- ・ 五十嵐小学校区のコミュニティ活動を活性化し、地域住民の連帯感を高めるための下記の自主事業を実施する。
 - ・ ハウス利用活動団体による発表会をかいさいする。
 - ・ 地域活動の促進公開討論会を行う。
 - ・ 広報誌の発行を年2回実施する。

○ 施設設置の目的、本市コミュニティ施策や事業に対する理解

- ・ 公共施設であることを十分に認識し、市長への手紙・区長への手紙を常設するなど、市政情報の提供などに努める。

○ サービス向上の取り組み

- ・ 利用者ニーズの把握に努め、利用者の声に積極的に耳を傾ける。
- ・ 西区を中心に他のコミュニティセンター及びコミュニティハウスとの連携を図るとともに、外部研修を取り入れるなど施設管理面におけるスキルアップを目指す。
- ・ 五十嵐コミュニティハウスの利用者の拡大を図るため、自治会報などを活用したPR活動に積極的に取り組む。

人員体制

- ・ 五十嵐小学校区コミュニティ協議会が管理人を雇用し、下記の体制で管理運営を行う。
- ・ 管理人 3名が早番・遅番でローテーション勤務に当る。(常時1名勤務)

緊急時対策

- ・ 災害が発生した場合、事前に作成した災害対策マニュアルに従い、利用者の安全を確保する。
- ・ 災害発生時には、五十嵐コミュニティハウスが新潟市の避難所に指定されることを十分に理解するとともに、市と協力して避難住民への対応に当たる。

個人情報の取扱い

- ・ 個人情報保護に関する法令・例規等を遵守する。
- ・ 個人情報の保護の重要性を認識し、取扱いに付いては細心の注意を払うよう業務従事者に徹底する。
- ・ 個人情報を含む書類は、シュレッダーにより裁断してから破棄するものとする。
- ・ 個人情報を含んだデータ等の取り扱いについては、適切な管理に努める。

料金 (利用料金制, 料金設定の方針)

利用料金の設定方法

- ・ 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例で定める額の範囲内で下記のとおりの金額を市長の承認を得て設定する。

施設種別	設定金額			条例上の 上限金額
	午 前	午 後	夜 間	
	9時～13時	13時～17時	17時～21時	
会議室	800円	800円	800円	800円／4時間
和室1	700円	700円	700円	800円／4時間
和室2	700円	700円	700円	800円／4時間
多目的ホール1	900円	900円	900円	1,200円／4時間
多目的ホール2	900円	900円	900円	1,200円／4時間
多目的ホール3	700円	700円	700円	1,200円／4時間

※飲酒を伴う場合は、1質につき1,000円の利用料を加算します。ただし、2室同時に利用する場合は1,500円、3室同時に利用する場合は2,000円を加算します。